公示

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成21年 9 月30日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成24年 4月13日

記

一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の法令違反について、道 路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第40条の規定に基づく 許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。

2. 法令違反に係る点数制度

(1) 自動車等の使用停止処分を行うべき違反行為を行った事業者には、処分日車数1 0日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。

5. 許可の取消処分

- (1) 許可の取消処分は、次の①から⑦までのいずれかに該当することとなった場合に 行うものとする。
 - ① 違反点数の付与により、違反点数の累計が81点以上となった場合